

障がい者福祉のしおり

この「しおり」は、障害者手帳の交付を受けたかたが利用できる福祉制度の内容や利用方法について、そのあらましを説明したものです。

令和元年度版
那珂市福祉事務所

目 次

	ページ
1 相談窓口 -----	4～5
2 手当・医療・年金 -----	6～9
特別児童扶養手当 -----	6
特別障害者手当 -----	6
障害児福祉手当 -----	7
在宅心身障害児者福祉手当 -----	7
難病患者福祉手当 -----	7
医療福祉費支給制度（マル福） -----	8
心身障害者扶養共済制度 -----	8
障害基礎年金 -----	9
3 障害者総合支援法 -----	10～18
概要 -----	10～13
障害福祉サービスの利用 -----	14
補装具の支給 -----	15
軽度・中等度難聴児補聴器購入支援 -----	15
地域生活支援事業 -----	16～18
4 自立支援医療 -----	19～20
更生医療 -----	19
育成医療 -----	19
精神通院医療 -----	20
5 減免・助成・その他 -----	21～29
税金の減免・控除 -----	21
NHK受信料の減免 -----	21
「ひまわりタクシー」の割引 -----	22
タクシー利用の助成 -----	22
身障者等用駐車場利用証の交付 -----	23
駐車禁止除外指定車標章の交付 -----	23
運賃・交通料金の割引 -----	24～25
避難行動要支援者支援制度 -----	26

NET119ー緊急通報システム	26
障害者虐待防止法	26
障害者差別解消法	27
紙おむつ等の購入費の助成	27
NTT無料番号案内	27
県立施設等の入場料等の減免	27
成年後見制度	28
生活福祉資金の貸付	28
日常生活自立支援事業	29

1 相談窓口

○福祉全般に関する相談

名 称	電話番号	ファックス番号
那珂市福祉事務所（市役所保健福祉部社会福祉課）	029-298-1111	029-295-4244
那珂市社会福祉協議会	029-229-0309	029-296-1002
ふくし相談センター（ひだまり内）	029-298-8881	029-298-8890
那珂市民生委員・児童委員		
那珂市身体障害者相談員	軍司 有通、福田 紀子、金子 勇、小泉 勇	
那珂市知的障害者相談員	川又 友美	
茨城県福祉相談センター	029-221-4150	029-221-4536
障害者なんでも相談室 （茨城県総合福祉会館 県手をつなぐ育成会内）	029-244-9588	029-244-9588

○障害者更生相談

身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所
（茨城県福祉相談センター内）

TEL 029-221-4150

○児童相談

茨城県中央児童相談所（県福祉相談センター内）

TEL 029-221-4150

○発達障害相談

那珂市こども発達相談センター『すまいる』（ひだまり内）

TEL 029-353-2055

Fax 029-298-8890

茨城県発達障害者支援センター

TEL 029-219-1222

○就学・教育相談

那珂市教育委員会（学校教育課）

TEL 029-298-1111（内線 8274）

茨城県教育研修センター

TEL 0296-78-2777

Fax 0296-78-2122

○視覚障害者生活相談

県立視覚障害者福祉センター

TEL 029-221-0098

○聴覚障害者福祉相談

県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」 TEL 029-248-0029 Fax 029-247-1369

○精神保健福祉相談

茨城県精神保健福祉センター TEL 029-243-2870

○高次脳機能障害相談

県高次脳機能障害支援センター TEL029-887-2605

○職業相談

公共職業安定所（ハローワーク）水戸 TEL 029-231-6221

茨城障害者職業センター TEL 0296-77-7373 Fax 0296-77-4752

○年金・健康保険の相談

相談内容	相談先	電話番号
年金	日本年金機構 水戸北年金事務所	TEL 029-231-2282
国民健康保険	那珂市保険課	TEL 029-298-1111(内線 142)
社会保険	勤務先事業所（会社）	

○結婚相談

身体障害者結婚相談所 TEL 029-243-7010
(茨城県総合福祉会館 県身体障害者福祉協議会内)

○障害者虐待相談

那珂市障害者虐待防止センター TEL 029-229-0952 Fax 029-298-8890
(ひだまり内)

○障害者差別相談

那珂市障害者差別解消相談室 TEL 029-298-8881 Fax 029-298-8890
(ひだまり内)

2 手当・医療・年金

特別児童扶養手当

問合せ・申請先…社会福祉課 障がい者支援グループ

○対象者 次のいずれかに該当する20歳未満の児童を家庭において監護している父母、又は父母にかわってその児童を養育しているかた

- ① 身体障害者手帳1級から3級程度の障害があるかた（内科的疾患を含む。）
- ② 療育手帳の総合判定が㊦、A、B程度のかた、または同程度の精神障がいがあるかた

※ 身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けていなくても受給できます。

※ 世帯の所得金額が所得制限限度額を超える場合は、その年度（8月から翌年7月まで）の手当の支給が停止となります。

手当額（認定請求の翌月分から） 児童1人につき 1級 月額52,200円
※支給月 4・8・11月 2級 月額34,770円

次の場合は受給資格がありません

- 1 児童及び父、母または養育者が日本国内に住んでいないとき
- 2 児童が障がいによる公的年金を受給できるとき
- 3 児童が児童福祉施設（保育所・通園施設・肢体不自由児施設への短期母子入所・親子入所を除く。）に入所しているとき

申請に必要なもの

- 請求者本人名義の通帳 ●請求者と対象児童の戸籍謄本 ●診断書（指定の様式）
- 身体障害者手帳又は療育手帳の写し（診断書省略可） ●印鑑
- 個人番号が確認できるもの

特別障害者手当

問合せ・申請先…社会福祉課 障がい者支援グループ

○対象者 在宅で著しく重度の障がいがあるため、日常生活に常時、特別の介護が必要なかた（20歳以上）

※ 世帯の所得金額が所得制限限度額を超える場合は、その年度（8月から翌年7月まで）の手当の支給が停止となります。

手当額（認定請求の翌月分から） 月額27,200円
※支給月 2・5・8・11月

申請に必要なもの

- 診断書（指定の様式） ●戸籍謄本（本人のもの） ●印鑑 ●本人名義の通帳
- 年金証書の写し（年金受給者） ●個人番号が確認できるもの

障害児福祉手当

問合せ・申請先…社会福祉課 障がい者支援グループ

○対象者 在宅で重度の障がいがあるため、日常生活に常時、介護が必要なかた(20歳未満)

※世帯の所得金額が所得制限限度額を超える場合は、その年度(8月から翌年7月まで)の手当の支給が停止となります。

手当額(認定請求の翌月分から) 月額 14,790 円

※支給月 2・5・8・11 月

申請に必要なもの

- 診断書(指定の様式)
- 戸籍謄本(本人のもの)
- 本人名義の通帳
- 印鑑
- 個人番号が確認できるもの

在宅心身障害児者福祉手当

問合せ・申請先…社会福祉課 障がい者支援グループ

○対象者 在宅で特別児童扶養手当の受給対象となる程度の障がい児(20歳未満)を養育している保護者、または常時、介護の必要なかた(20歳以上)を介護しているかた

※世帯の所得金額が所得制限限度額を超える場合は、その年度(8月から翌年7月まで)の手当の支給が停止となります。

手当額(認定請求の翌月分から) 月額 3,000 円

※支給月 4・8・12 月

申請に必要なもの

- 認定申請書
- 状況書
- 保護者または請求者名義の通帳
- 印鑑
- 個人番号が確認できるもの

難病患者福祉手当

問合せ・申請先…社会福祉課 障がい者支援グループ

○対象者 茨城県が発行する指定難病特定医療費受給者証、小児慢性特定医療受給者証または先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の交付を受けているかた

○支給額 年額 15,000 円

申請に必要なもの

- 支給申請書
- 指定難病特定医療費受給者証の写し
- 小児慢性特定医療受給者証の写し
- 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証の写し
- 請求者または保護者名義の通帳

医療福祉費支給制度（マル福）

問合せ・申請先…社会福祉課 障がい者支援グループ

- 対象者
 - ①身体障害者手帳1級または2級のかた
 - ②身体障害者手帳3級、かつ、知能指数50以下のかた
 - ③身体障害者手帳3級の、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障がいのかた
 - ④障害年金1級のかた
 - ⑤療育手帳のⒶ・Aのかた
 - ⑥精神障害者保健福祉手帳1級のかた
 - ⑦特別児童扶養手当1級のかた
- ※65歳以上の方は、後期高齢者医療への加入が必要です。
- 内容 病気やけがの治療を受けた場合の各健康保険による保険給付に伴う患者負担分の助成
- 所得制限 世帯の所得金額が所得制限限度額を超える場合は、助成を受けることはできません。
- 利用方法 健康保険証、医療福祉費受給者証を医療機関の窓口に提示して、受診してください。ただし、県外の医療機関を利用した場合やコルセット等を作成した場合は、医療費を一旦支払い、後日受給者証と領収書等により社会福祉課へ申請してください。医療費を給付します。

心身障害者扶養共済制度

問合せ・申請先…社会福祉課 障がい者支援グループ

- 対象者 65歳未満で次の障がいがあるかたを扶養している保護者
 - ①知的障がい者
 - ②身体障害者手帳1級から3級のかた
 - ③心身に永続的な障がいがあり、その程度が①または②と同程度のかた
- 内容 保護者が万一（死亡・重度障がい）の場合に、その保護者が扶養していた心身障がい者への終身年金の支給
- 掛金の額 1口あたり月額9,300円～23,300円（加入時の年齢により異なります。2口まで加入できます）
※ 加入期間20年以上で、加入者が65歳になった場合は全額免除になります。
また、世帯の所得状況により減免になります。
- 年金の額 月額20,000円（1口）

○対象者 国民年金に加入している期間中に初診日がある病気やけがによって障がい者となり、かつ次の要件のすべてを満たすかた。または、20歳前に障がい者になったかた

- ① 障がいの原因となった病気やけがについて、医師または歯科医師の診療を受けた日(初診日)において、
 - (i)国民年金に加入しているとき
 - (ii)国民年金に加入していたかたが日本国内に住所を有し、60歳以上65歳未満であるとき(老齢基礎年金の繰上げ請求をしたかたを除く。)
- ② 初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内で障がいの状態が固定した日の障がい程度が、国民年金法に規定する障がい等級の1級または2級に該当するとき(身体障害者手帳の等級とは別のものです)
- ③ 初診日の属する月の前々月までに、保険料納付済期間と免除期間の合計が加入期間の3分の2以上であるとき

○年金の額 1級 年額 975,125 円
2級 年額 780,100 円

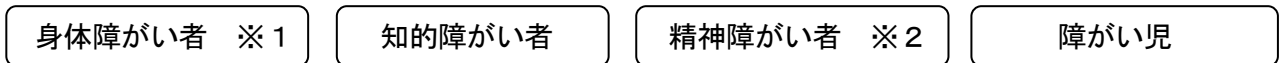
○申請先 初診日に国民年金に加入していたかたは市保険課へ、初診日に厚生年金に加入していたかたは最寄りの日本年金機構年金事務所へ、それぞれご申請ください。

日立年金事務所	〒317-0073	日立市幸町 2-10-22	TEL0294-24-2194
水戸南年金事務所	〒310-0817	水戸市柳町 2-5-17	TEL029-227-3278
水戸北年金事務所	〒310-0062	水戸市大町 2-3-32	TEL029-231-2283
土浦年金事務所	〒300-0812	土浦市下高津 2-7-29	TEL029-825-1170
下館年金事務所	〒308-8520	筑西市菅谷 1720	TEL0296-25-0829
※電話相談：水戸年金相談センター			TEL029-231-6541
土浦年金相談センター			TEL029-825-2300
ねんきんダイヤル			TEL0570-05-1165
			TEL03-6700-1165

3 障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、障害者総合支援法）及び児童福祉法により、福祉サービス等を実施しています。

障害者総合支援法の対象者



※1 肝臓機能障がい、難病等により一定の障がいがあるかたについても対象となります。

※2 発達障がいも対象となります。

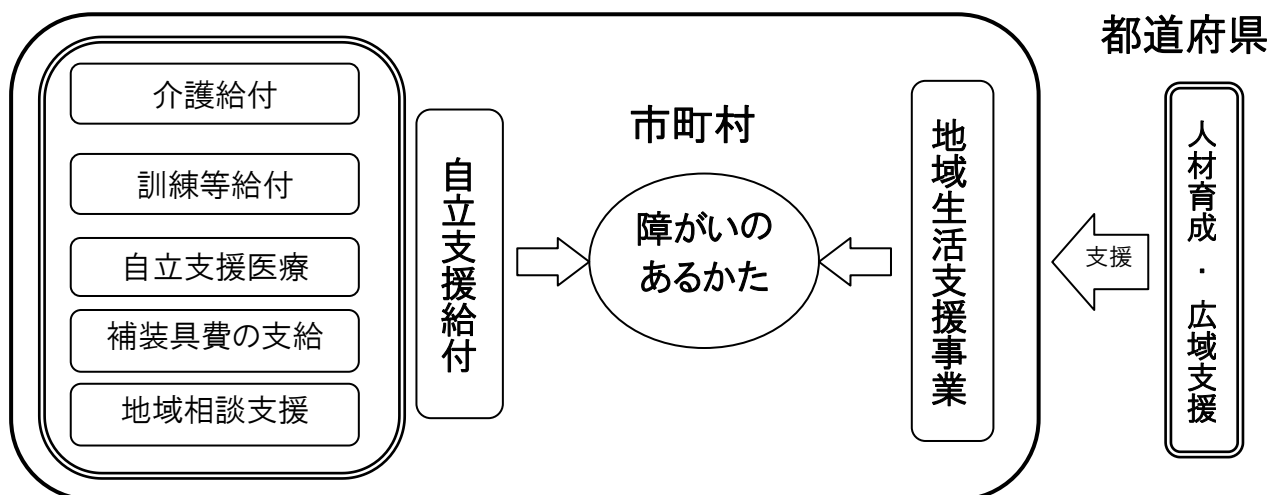
ポイント

- ① 障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病）にかかわらず、障がいのある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化しています。
- ② 障がいのある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供します。
- ③ サービスの利用量と所得に応じた負担がありますが、所得が低いかたについては、利用者負担は無料です。
- ④ 就労支援を強化し、障がい者の自立をめざしています。
- ⑤ 支給決定の仕組みが透明化、明確化されています。
- ⑥ 相談支援体制を強化し、地域での生活を支援します。
- ⑦ 障がい児支援事業所において、児童ひとりひとりに適した専門的な支援をします。

障害者総合支援法によるサービス

「自立支援給付」を中心に、障がいの種類をこえた共通のサービスを提供し、障がい者の地域での自立と安心を総合的にサポートします。

サービスは、個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。



サービスの負担

①所得に応じた負担

所得（負担能力）により、利用料の負担があります。ただし、所得に応じて、ある一定金額以上の負担を求めない「月額負担上限」が設定されています。

②「在宅サービス利用者」と「施設利用者」のバランス

施設利用時にもなう「光熱水費」や「食費」、自立支援医療における入院時の食費（標準負担額）は、実費負担となります。ただし、施設入所者には、負担が軽減される制度もあります。

障害福祉サービスの内容

在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービスと、入所施設で行うサービスがあります。施設サービスは、施設内での生活から地域と交わる暮らしへ転換するため、「日中活動」と「居住支援」に分けられます。

障害児通所給付

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援
- 居宅訪問型児童発達支援

介護給付

- 居宅介護（ホームヘルプ）
- 同行支援
- 重度訪問介護
- 行動支援
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所（ショートステイ）
- 重度障害者等包括支援
- 施設入所支援

訓練等給付

- 自立生活援助
- 就労定着支援
- 共同生活援助（グループホーム）
- 就労継続支援
- 就労移行支援
- 自立訓練

<障害福祉サービスの概要>

相 談 支 援	計画相談支援	障がい者、障がい児が各種サービスを利用する際のサービス等利用計画案作成等を支援します。 <u>サービスを利用するために必須となります。</u>
	障害児相談支援	

介 護 給 付	居宅介護（ホームヘルプ）※	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要なかたに、自宅で入浴、排せつ、食事などの介助や外出時の移動中の介助をします。
	同行援護	視覚障がい者が外出する際に支援をします。
	行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要なかたに、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	療養介護	医療の必要な障がい者で常に介護が必要なかたに、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生活介護 ※	常に介護が必要なかたに、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	短期入所（ショートステイ）※	自宅で介護を行うかたが病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要なかたのなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められたかたには、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	施設入所支援	施設に入所するかたに、入浴や排せつ、食事の介護などをします。

○共生型サービス

※の障がい福祉サービスを利用してきた障がいのあるかたが、高齢になっても使い慣れた事業所でサービスを利用できるように、障がい者と高齢者がともに利用できる共生型サービスの施設として整備していきます。

訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望するかたに、一定の期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型）	通常の事業所で働くことが困難なかたに、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営むかたに、住居における相談や日常生活上の援助をします。
	就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのあるかたに、就労にともなう環境変化による生活面の課題に対応できるように企業や自宅への訪問、来所により必要な支援をします。
	自立生活援助	施設を利用していた障がいのあるかたがひとり暮らしを始めたときに、生活や健康、近所づきあいなどに問題がないか、訪問して必要な助言などの支援をします。

地域相談支援	地域移行支援	障がい者施設等に入所しているかたに、地域生活の準備や福祉サービスの見学、入居支援等を行います。
	地域定着支援	居宅で単身生活している障がい者のかたに、常時連絡体制の確保や緊急時の相談、訪問等の支援を行います。

障害児通所給付	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援が受けられます。（未就学児）
	医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療が受けられます。
	放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援が受けられます。（就学児）
	保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援が受けられます。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいなどで通所での支援の利用が困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問して発達支援をします。

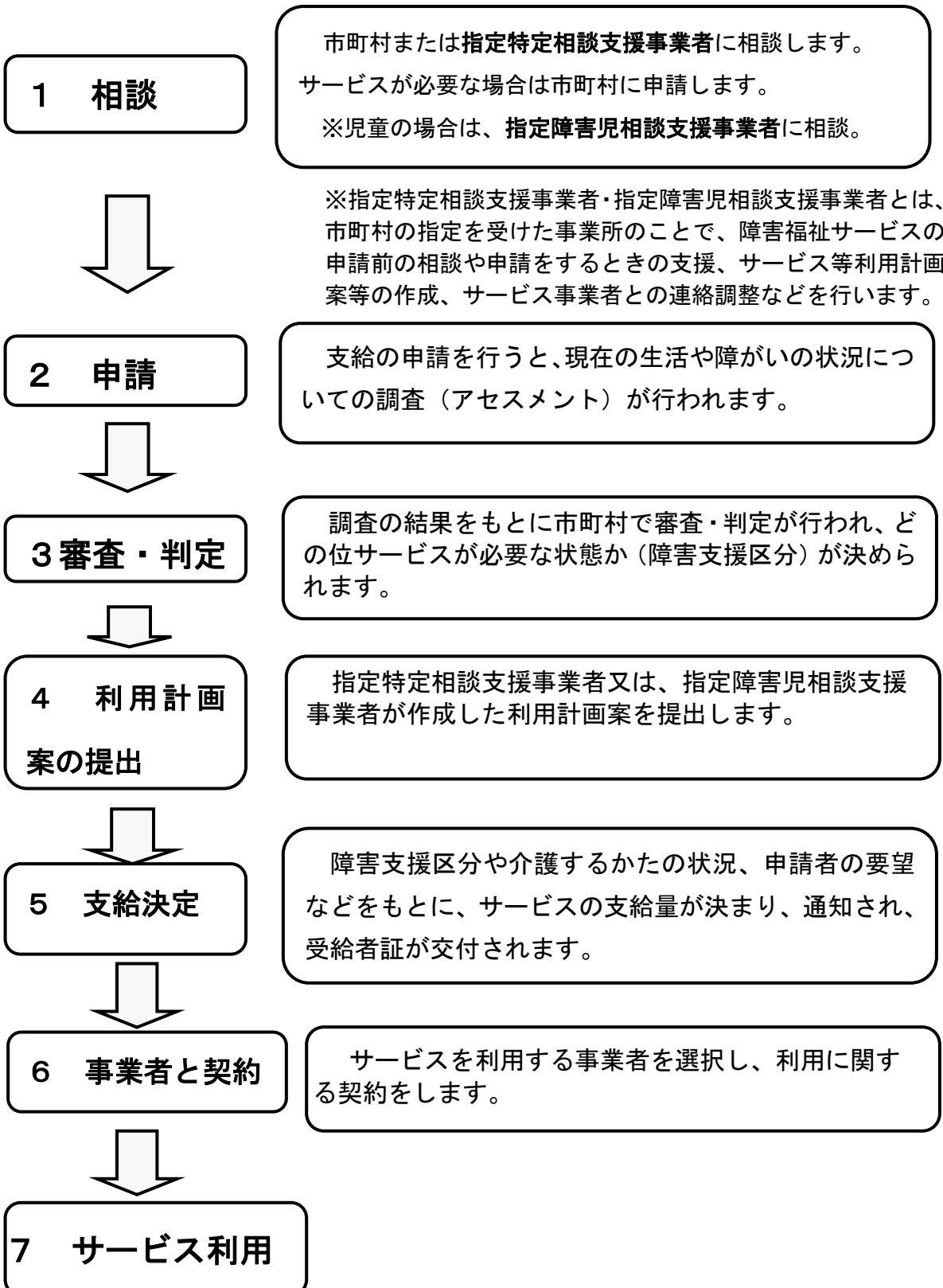
補装具費の支給	※15 ページ参照
地域生活支援事業	※16～18 ページ参照
自立支援医療	※19～20 ページ参照

障害福祉サービスの利用

問合せ・申請先…社会福祉課 障がい者支援グループ

みなさまに必要なサービスを提供できるよう市町村や事業者がお手伝いします。

申請はお住まいの市町村に行います。障がい支援施設などに入所しているかたは入所前に住んでいた市町村に申請します。



補装具の支給

問合せ・申請先…社会福祉課 障がい者支援グループ

○対象者 身体障害者手帳の交付を受けているかた、または障害者総合支援法で定義された難病患者のかたで、補装具を必要とするかた

○内容 購入前に申請が必要です。

- ①視覚障がい・・・盲人安全つえ、義眼、眼鏡
- ②聴覚、言語機能障がい・・・補聴器
- ③肢体不自由・・・義肢、装具、座位保持装置、車いす、歩行器、歩行補助つえ、座位保持いす、起立保持具
- ④その他・・・排便補助具、頭部保持具、重度障がい者用意思伝達装置

※ 難病患者については病状等が異なるため、医師の意見書により必要と認められた場合、支給対象となります。

※ 児童のみが対象となっている品目がありますのでご確認ください。

※ 原則として、補装具1種目につき1個の交付となります。

※ 成長に伴って短期間での交換が必要となる場合や、障がいの進行により短期間の利用が想定される場合など、購入より貸与が適切と考えられる場合は、貸与が可能となります。(歩行器、座位保持いす 等)

○費用負担 費用の1割を自己負担。ただし所得状況により負担の軽減があります。

★補装具・日常生活用具の自己負担額上限★

世帯の範囲		生活保護世帯	市民税非課税世帯	市民税課税世帯	
				所得割46万円以下	所得割46万円超
者(18歳以上)	本人及び配偶者	0円	0円	37,200円	全額自己負担
児(18歳未満)	住民基本台帳上の世帯				

軽度・中等度難聴児補聴器購入支援

問合せ・申請先…社会福祉課 障がい者支援グループ

○対象者 以下のいずれにも該当するかた(所得制限有り)

- ・市内に住所を有する18歳未満のかた
- ・両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳発行の対象にならないかた
- ・補聴器を装用することで、言語の習得などにおいて一定の効果が期待できると医師の判断を受けたかた

○助成額 最大で、市が定める基準額の3分の2を助成。

1 移動支援

- 対象者 障害者手帳の交付を受けているかた、または医師の診断によるかた
- 内容 屋外での移動や円滑な外出のために移動を支援します。
※ 視覚障がい者は、自立支援給付の同行援護の利用が優先されます。
- 費用負担 有料（ただし、所得に応じて減免されます。）
- 利用方法 市社会福祉課障がい者支援Gへお申し込みください。

2 日中一時支援

- 対象者 障害者手帳の交付を受けているかた、または医師の診断によるかた
- 内容 障がい者と介護者の日常生活を支援するため、日中一時的に活動する場所を確保します。
- 費用負担 有料（ただし、所得に応じて減免されます。）

3 地域活動支援センター

★那珂市地域活動支援センター「ひだまり」

- 対象者 18歳以上の障害者手帳の交付を受けているかた、または医師の診断によるかた
- 内容 障がい者の自立や社会生活への参加を促すため、生活訓練、機能訓練、創作活動、入浴などのサービスを提供します。
- 費用負担 有料（ただし、所得に応じて減免されます。）
- 利用方法 市社会福祉課障がい者支援G、またはセンターへお申し込みください。

★広域利用（主に精神障がいのかた）の地域活動支援センター

- ① K U I N A 〒312-0004 ひたちなか市長砂 1561-4 TEL029-202-2221
 - ② ふわり 〒311-1231 ひたちなか市柳沢 2831 TEL029-264-1500
- ※ 直接各センターへお問い合わせください。

4 日常生活用具の給付

- 対象者 障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けているかたおよび障害者総合支援法で定義された難病患者のかたで、用具の種目ごとに定める要件に該当する重度障がい者のかた
※ 難病患者、または療育手帳等で住宅改修を希望されるかたなどは、医師意見書により必要と認められた場合、支給対象となります。
- 内容 日常生活の便宜を図るための用具を給付します。
購入前に申請が必要です。 ※修理は対象外です。
- 品目
- ① 介護・訓練支援用具・・・特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす
 - ② 自立生活支援用具・・・入浴補助用具、便器、頭部保護帽、つえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、盲人用はかり、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置
 - ③ 在宅療養等支援用具・・・透析液加温器、吸入器、電動式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計、盲人用体重計、盲人用血圧計、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）
 - ④ 情報・意思疎通支援用具・・・携帯用会話補助装置、情報通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用物品識別装置、視覚障がい者用活字文書読上装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人口喉頭、人工内耳用電池、点字図書
 - ⑤ 排泄管理支援用具・・・ストマ装具※、紙おむつ等、収尿器、
※災害時に、避難所で応急的に使用するためのストマ装具を市役所で保管します。また、購入費（自己負担分）は、所得税・住民税の医療費控除の対象になります。
 - ⑥ 住宅改修費・・・手すり、段差解消、滑り防止、扉・便器の取替えなど
- 費用負担 用具ごとの基準額の1割を自己負担。ただし、所得状況により負担の軽減があります。詳しくは15ページ【★補装具・日常生活用具の自己負担額上限★】をご覧ください。

5 手話通訳者・要約筆記者派遣

- 対象者 身体障害者手帳の交付を受けている聴覚、音声機能、言語機能の障がいを持つかた。
- 内容 社会生活におけるコミュニケーションを円滑にし、社会参加を促すために手話通訳者や要約筆記者を派遣します。（茨城県内）
- 費用負担 無料
- 利用方法 年度ごとに市役所へ申請し、利用決定を受けてください。
利用するときは、利用希望日の10日前までに、市社会福祉課障がい者支援グループ、または県立聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」（Tel 029-248-0029 Fax 029-247-1369）へお申し込みください。

6 訪問入浴サービス

- 対象者 18歳以上の在宅の身体障がい者（身体障害者手帳1級または2級）で、医師が認めたかた（介護保険の要介護、要支援認定を受けたかたを除く）
- 内容 障がい者の健康の保持と介護者の負担軽減のため入浴車を派遣します。
- 費用負担 有料（ただし、所得に応じて減免されます。）

7 相談支援

- 対象者 障がい者、障がい児及びその保護者、家族、関係者等
- 内容 障がい者本人や保護者、介護を行なうかたなどを対象に障がいに関わるさまざまな相談に応じ、情報提供や助言を行ないます。
- 費用負担 無料
- 利用方法 那珂市社協指定一般相談支援事業所（社会福祉協議会内）へ直接ご相談ください。

8 自動車運転免許取得費の補助

- 対象者 身体障害者手帳1級から4級で、就労等の社会参加のために自動車運転免許を取得しようとするかた
- 内容 自動車運転免許の取得に直接要した費用（指定自動車教習所に支払った授業料など）の2/3以内の額（ただし、10万円を限度とします。）を補助します。

9 自動車改造費の補助

- 対象者 身体障害者手帳1級または2級の上肢、下肢または体幹機能障がい者で、就労等の社会参加のために自分で自動車を運転しようとするかた
※ 特別障害者手当等の所得が制限限度額を超えないかたに限ります。
- 内容 手動装置、左足用アクセル、足踏式方向指示器、右駐車ブレーキレバー、足動装置、運転用改造座席への改造に直接要した費用（ただし10万円を限度）を補助します。

4 自立支援医療

自立支援医療には、更生医療、育成医療、精神通院の制度があり、それぞれに対象となる疾病が定められています。

所得等に応じた負担上限額（1か月あたりの支払の限度額を設定し負担を軽減。ただし、一定の所得を超えるかたは対象外）を設定しますので、ご利用にあたっては、事前に申請して認定を受けることが必要です。

認定されたかたには、「自立支援医療受給者証」が交付されます。指定医療機関等で提示のうえ、受診してください。

自立支援医療(更生医療)の給付

問合せ・申請先…社会福祉課 障がい者支援グループ

医療を行うことによって障がい改善または機能の維持が保たれる見込みのある場合、その医療費が給付されます。(原則として1割を自己負担。ただし、所得に応じて負担軽減)

○対象者 身体障害者手帳(治療を受けようとする内容と因果関係のあるものに限る)の交付を受けているかた(18歳以上)

○対象となる医療内容(抜粋)

- ・ペースメーカー等植込術
- ・冠動脈バイパス術
- ・人工弁置換術
- ・角膜白斑角膜移植術
- ・人工関節置換術
- ・腎移植術
- ・人工血液透析 等

申請に必要なもの

- 申請書
 - 医師の意見書(指定の様式)
 - 身体障害者手帳
 - 健康保険証の写し
 - 印鑑
 - 個人番号が確認できるもの
- ※治療開始前に申請が必要になります。

自立支援医療(育成医療)の給付

問合せ・申請先…社会福祉課 障がい者支援グループ

18歳未満の身体に障がいのあるかたが、その障がいの除去、軽減のために受ける手術等の医療費の一部等が給付されます。(原則として1割を自己負担。ただし、所得に応じて負担軽減)

○対象者 身体障害者福祉法に定める程度の身体上の障がいを有する18歳未満の児童、又は現在の疾患の治療を行わない場合にこれと同じ程度の障がいを残すと認められる18歳未満の児童で、確実な治療の効果が期待できるかた。

※ 更生医療とは異なり、身体障害者手帳の交付を受けていないかたも対象となります。

○対象となる医療内容(抜粋)

- ・白内障
- ・先天性耳奇形
- ・口蓋裂
- ・先天性股関節脱臼
- ・ペースメーカー植込術
- ・人工透析療法
- ・肝臓移植術 等

申請に必要なもの

- 申請書
 - 医師の意見書(指定の様式)
 - 健康保険証の写し
 - 印鑑
 - 個人番号が確認できるもの
- ※治療開始前に申請が必要になります。

自立支援医療(精神通院医療)の給付

問合せ・申請先…社会福祉課

障がい者支援グループ

原則として、通院の医療費の1割を毎回自己負担します。ただし、同一の健康保険を利用する家族のかた全員の所得(市民税額)に応じて、1か月当たりの自己負担上限額を決定します。精神障がいの治療上必要と認められる医療が対象ですので、医療機関でご相談ください。有効期間は1年です。有効期限の3か月前から再認定の手続きができます。

申請に必要なもの

- 申請書 ●診断書(指定の様式) ※2年目の更新の際は、不要です。
- 健康保険証の写し ●印鑑 ●個人番号が確認できるもの

5 減免・助成・その他

税金の減免・控除

問合せ…税務課市民税グループまたは各窓口

下表のほか、医療費控除（紙おむつやストマなどの購入費用など）や、バリアフリー改修工事の際の減税制度などがありますので、該当する要件などについては、直接、市税務課市民税Gへお問い合わせください。

税の種類		減免・控除の内容	窓口
国税	所得税	〔控除〕 障害者控除、同居特別障害者扶養控除 〔非課税〕 心身障害者扶養共済からの給付	税務署
	相続税	〔控除〕 障害者控除 〔非課税〕 特別障害者に対する贈与税	税務署
地方税	住民税	〔控除〕 障害者控除、同居特別障害者扶養控除、心身障害者扶養共済の掛金	市町村
	事業税	〔非課税〕 重度の視力障がい者の医業に類する事業に係る事業税 〔減免 1/2〕 身体障がい者が営む事業	県税事務所
	自動車税 軽自動車税 自動車取得税 ※	〔減免〕 ①障がい者本人又は生計を一にする方が自動車を所有もしくは運転する場合 ②障がい者のみの世帯又は70歳以上の方（もしくは未成年者）と障がい者のみで構成する世帯で、障がい者を常時介護する方が運転する場合 ◎いずれの場合も手帳の等級により制限があります	常陸太田県税事務所 （軽自動車税は市町村）

- ※ 自動車税問合せ先 常陸太田県税事務所 TEL 0294-80-3314
 軽自動車税問合せ先 市税務課 TEL 029-298-1111
 自動車取得税問合せ先 水戸県税事務所自動車税分室 TEL 029-247-1297

NHK受信料の減免

問合せ・申請先…社会福祉課障がい者支援グループ

○対象者

- ①全額免除 身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳を持つかた、知的障がい者と判定されたかたがいる世帯で、世帯員全員が市民税非課税の場合
- ②半額免除 ・NHKとの契約者が世帯主で、視覚障がいまたは聴覚障がいの身体障害者手帳の交付を受けている場合
 ・NHKとの契約者が世帯主で、重度の障がい者の場合
- （「重度の障がい者」とは、身体障害者手帳1・2級のかた、療育手帳㊦・Aまたは同程度と判定されたかた、精神障害者保健福祉手帳1級のかた）

「ひまわりタクシー」の割引

問合せ・申請先…政策企画課 政策企画グループ

- 対象者 身体障害者手帳1級～5級、療育手帳㊦・A・B、精神保健福祉手帳1級・2級、要介護1～5、指定難病特定医療費受給者証を持つかた
- 内容 電話予約により、他の利用者と乗り合いで、自宅や指定の場所から目的地まで利用するタクシーです（デマンドタクシー）。
利用にあたっては、事前に利用者登録が必要です。
- 運行区域 市内
水戸駅北口（降車のみ可）
水戸京成百貨店（乗降共に可）
- 料金 市内 1回100円
市内～水戸市内にまたがって利用 1回200円

タクシー利用の助成

問合せ・申請先…社会福祉課 障がい者支援グループ

- 対象者 在宅で、身体障害者手帳1級～5級、療育手帳㊦・A・B、精神保健福祉手帳1級・2級、要介護1～5、指定難病特定医療費受給者証を持つかた
※ 自動車税または軽自動車税の減免を受けているかたは除きます。
- 内容 通院等のためのタクシー料金として、1枚600円分の利用券を下表のとおり（人工透析治療者は倍の枚数）交付します。

申請月	交付枚数
4月～6月	48枚
7月～9月	36枚
10月～12月	24枚
1月～3月	12枚

- 利用方法 利用券は、市内の指定タクシー会社において、1回の乗車につき2枚まで使用できます。ただし、利用料金が額面を超える場合に限りません。
有効期限は交付した年度の年度末です。年度内の再交付はいたしません。

身障者等用駐車場利用証の交付 問合せ・申請先…社会福祉課障がい者支援グループ

- 対象者 歩行が困難で、かつ交付基準に該当するかた（交付基準は、障がいの種類や等級で異なりますので、別途お問い合わせください。）
- 内容 ショッピングセンターや公共施設などにある「車いすマーク」の駐車スペースに駐車するための利用証を交付します。
ただし、この駐車スペースは本来歩行が困難なかならだれでも利用できるものですので、特にこの利用証がなくても駐車できます。
駐車スペースには限りがありますので、譲り合ってください。

駐車禁止除外指定車標章の交付 問合せ・申請先…那珂警察署

- 対象者 交付基準に該当するかた（交付基準は、障がいの種類や等級により異なります。）
- 内容 歩行困難なかなが、路上の駐車禁止区間において一時的に駐車できるようにする標章です。申請先は警察署で、公安委員会での審査ののちに交付されます。
詳しくは、警察署へ直接お問い合わせください。
那珂警察署 交通課 029-352-0110

運賃・交通料金の割引

問合せ…社会福祉課障がい者支援グループ または各窓口

J R旅客運賃

対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者
利用方法	J R各駅の乗車券販売窓口到手帳を提示してください。 列車等をご利用の際にも必ず手帳をお持ちください。
問合せ	J R東日本テレフォンセンター TEL050-2016-1600

適用範囲	割引対象乗車券類	割引率
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%
第1種障害者とその介護者又は12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	50%
第1種・第2種障害者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50% (片道の営業キロが100キロを超える場合)

バス運賃

対象者) 身体障害者手帳又は療育手帳所持者

※精神障害者保健福祉手帳所持者についても、運賃が割引になる場合があります。各バス運行会社へお問合せください。

適用範囲	割引対象乗車券類および割引率	利用方法	問合せ
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 50%	料金支払時に手帳を提示	各バス運行会社
第2種障害者	定期乗車券 30%		

タクシー料金

身体障害者手帳又は療育手帳を所持しているすべてのかたがタクシーを利用する場合、料金が1割引になります。料金支払いの時に手帳を提示してください。

問合せ) 各タクシー会社

茨城県ハイヤー・タクシー協会 TEL029-297-7131 FAX029-297-7132

国内航空運賃

対象者) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者

※割引運賃は、各航空運送事業者が設定する額になります。各航空運送事業者へお問合わせください。

適用範囲	割引者	利用方法
第1種障害者	本人・介護者	航空券を購入するとき手帳を提示してください
精神障害者保健福祉手帳所持者		
第2種障害者	本人のみ	

大洗カーフェリー運賃

対象者	身体障害者手帳又は療育手帳所持者
利用方法	乗船手続き時に手帳の提示が必要
問合せ	商船三井フェリー TEL029-267-4133

適用範囲	割引対象乗車券類	割引率
第1種障害者とその介護者 (1名まで)	旅客運賃	50%
	乗用車運賃	10%
第2種障害者	旅客運賃	50%
	乗用車運賃 (障害者本人が運転する場合のみ割引)	10%

有料道路通行料金

身体障害者手帳又は療育手帳(A)・A所持者が有料道路を利用する場合、通行料金が50%割引になります。社会福祉課窓口で事前に手続きが必要です。(登録車1台のみ)

適用範囲	第1種身体障害者 第1種知的障害者	・障害者本人が運転する場合 ・障害者本人が車に同乗する場合
	第2種身体障害者	・障害者本人が運転する場合
手続き	E T Cなし	・手帳 ・登録を希望する自動車の車検証 ・第2種身体障害者の場合は障害者本人の運転免許証
	E T C利用	上記に加え ・E T Cカード(障害者本人名義のもの。但し、障害者が20歳未満の場合は保護者名義のものが使用可) ・E T C車載器セットアップ申込書

避難行動要支援者支援制度

制度に関すること…防災課

登録に関すること…社会福祉課または介護長寿課

避難行動要支援者支援制度は、大きな災害があったときの安否確認や避難誘導を、地域の住民や関係機関（避難支援等関係者）の協力を得ながら行う制度です。対象となるかたの希望に沿って行うものであり、利用には登録が必要になります。

なお、避難支援者自身や家族の安全が前提のため、災害時等の避難行動の支援が必ず確保されるものではありません。また、避難支援等関係者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

○対象者

- ◆65歳以上のひとり暮らし ◆65歳以上の者のみの世帯
- ◆介護保険の要支援・要介護認定者
- ◆身体障害者（1・2級） ◆療育手帳（㊤・A） ◆精神障害者保健福祉手帳（1・2級）
- ◆難病・特定疾患患者 ◆その他必要と思われるかた

○登録方法

申請書に必要事項（世帯状況や連絡先 等）をご記入のうえ、提出してください。

○避難支援等関係者

- ◆那珂市社会福祉協議会 ◆消防本部 ◆消防団 ◆地域包括支援センター（青燈会・ゆたか園・ナザレ園） ◆福祉サービス事業者 ◆自治会 ◆自主防災組織 ◆民生委員・児童委員 ◆地域支援者 ◆警察

NET119ー緊急通報システム

問合せ・申請先…社会福祉課 障がい者支援グループ

聴覚や言語に障がいのあるかたが、携帯電話やスマートフォンを使い、素早く119番に通報することができるシステムです。利用にあたっては、登録申請が必要となります。

※利用することができる区域は決まっておりますので、詳しくはお問い合わせください。

障害者虐待防止法

障害者虐待防止法は、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障がい者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みしましょう。

障がい者が家族、施設の職員、会社の事業主などから虐待されていることに気づいたかたは、那珂市障害者虐待防止センターへの通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障がい者だけではなく、虐待している家族などがかかえる問題の解決にもつながります。

○通報先

社会福祉法人 那珂市社会福祉協議会 菅谷分室内
那珂市障害者虐待防止センター TEL 029-229-0952
FAX 082-298-8890

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という）は、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共に生きる社会を目指すための法律です。

障害者差別解消法では、国、地方公共団体、独立行政法人、民間事業者等が、障がい者に対して正当な理由なく障がいを理由とした差別をすることを禁止しています。（不当な差別的取り扱いの禁止）

また、障がい者から社会的障壁を取り除くよう意思表示があった時には、負担が重すぎない範囲で対応すること（民間事業者等は対応に努めること）も求められています。（合理的配慮の提供）

障がいによる差別でお困りのかたは、下記へご相談ください。

○相談先 社会福祉法人 那珂市社会福祉協議会菅谷分室内
那珂市障害者差別解消相談室 TEL 029-298-8881 FAX 029-298-8890

紙おむつ等の購入費の助成

問合せ・申請先…介護長寿課 高齢者支援グループ

○対象者 次の障害者（児）を在宅で介護している家族

- ①身体障害者手帳の肢体不自由の1級・2級のかた
- ②療育手帳㊤・Aのかた

○内容 紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、防水シートを購入するための助成券を、非課税世帯は年間72,000円分、課税世帯は年間36,000円分を限度として交付します。

NTT無料番号案内

問合せ・申請先…NTT窓口

○対象者 視覚障がい者、肢体不自由（上肢、体幹、脳病変運動機能障がい）1・2級、知的障がい者、精神障がい者

○利用方法 事前登録が必要です。NTT東日本ふれあい案内（0120-104174）へお問い合わせください。

県立施設等の入場料等の減免

問合せ・申請先…各施設窓口

○対象施設 県立施設（近代美術館、県立歴史館等）
国立施設（ひたちなか海浜公園等）
都市公園内の有料施設（弘道館公園、笠間芸術の森公園等）

○利用方法 直接、各施設にお問い合わせください。

成年後見制度

知的障がいもしくは精神障がい、認知症などにより判断能力が不十分な場合に代わって財産管理や福祉サービスの利用契約などを行い、日常生活を法律的に支援する制度です。

利用するにあたっては、水戸家庭裁判所に申し立てを行い、手続きをします。

○問合せ先

「権利擁護サポートセンター」

〒311-4141 水戸市赤塚1-1（ミオス2F）

社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会

TEL 029-309-5001 月～金（祝日及び年末年始は除く）
午前8時30分～午後5時まで

FAX 029-309-5525

※権利擁護サポートセンターは、定住自立圏構想圏域を構成する水戸市（中心市）、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村からの補助を受け、水戸市社会福祉協議会が運営しています。

※定住自立圏構想とは、人口減少、少子高齢化が進行するなか、地方において安心して暮らせる地域を形成し、地方から大都市への人口流出を食い止めるとともに、圏域の市町村が相互の役割分担のもと、連携して生活機能の確保やネットワーク強化等を図り、定住促進につなげていくために総務省が全国的に推進している施策です。

生活福祉資金の貸付

問合せ・申請先…市社会福祉協議会

この他にも資金の種類があります。また、対象要件や審査がありますので、直接社会福祉協議会へお問い合わせください。

内 容	限度額	据置期間	償還期限	利 子
生業を営むために必要な経費	460万円	6月以内	20年	連帯保証人 あり 無利子
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	130万円 ～580万円 ※技能を習得する期間による		8年	
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円		7年	
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円		8年	連帯保証人 なし 年1.5%
障がい者用自動車の購入に必要な経費	250万円			
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	170万円 または 230万円 ※サービスの受給期間による			

日常生活自立支援事業

問合せ・申請先…市社会福祉協議会

認知症や知的障がい者、精神障がい者など、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な
かたやお金に困っているかたの、暮らしの「あんしん」をお手伝いする制度です。

種 類	内 容	利 用 料
福祉サービスの利用援助	福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談、契約手続きの代行・代理、利用料金の支払い手続き	・相談、支援計画の作成、契約の締結…無料 ・福祉サービス利用手続きの援助…1時間あたり1,100円
日常的金銭管理サービス	・年金及び福祉手当の受領に必要な手続き ・病院への医療費支払い手続き ・税金や社会保険料、公共料金の支払い手続き ・預貯金の出し入れ、預金の解約などの手続き	1時間あたり 1,100円
書類等預かりサービス	保管を希望する重要書類の預かり 【保管できるもの】(例) ・年金手帳、預貯金通帳 ・証書(保険証書、不動産権利証、契約書 など) ・その他基幹社協が適当と認めた書類(カード含む)	貸金庫を利用される場合 1か月あたり 500円

○利用までの流れ

1 相談の受付

まず那珂市社会福祉協議会にご連絡ください。

2 相談 打ち合わせ

専門的な知識を持った担当者が、窓口またはお伺いしてご相談に応じます。

3 契約書 支援計画の作成

お困りのことを一緒に考え、支援計画をつくります。

4 契約

ご本人と社会福祉協議会とが利用契約を結びます。

5 利用開始

契約後、支援計画にそって担当職員がサービスを提供します。

× 毛 欄

那珂市 保健福祉部 社会福祉課 障がい者支援グループ

〒311-0192 那珂市福田1819番地5

(那珂市役所 1階)

電話 (029)298-1111(内線126~128)

FAX (029)295-4244